国土交通省令、厚生労働省令、法 務 省 令、公正取引委員会規則、 環農財個 第二号

産業競争力強化法 (平成二十五年法律第九十八号) の規定に基づき、 及び 同法を実施するため、 産業 競 争

力強化法に基づく新技術等実証及び新事業活動に関する規制の 、特例措 問 置  $\overline{\mathcal{O}}$ 整備等及び規制 改革  $\bigcirc$ 推進 に . 関す

る命令を次のように定める。

令和三年六月十六日

内閣総理大臣 菅 義偉

公正取引委員会委員長 古谷 一之

個人情報保護委員会委員長 丹野美絵子

総務大臣 武田 良太

財務大臣 麻生 太郎法務大臣 上川 陽子

文部科学大臣 萩生田光一

厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 野上浩太郎

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣 小泉進次郎

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

産業競争力強化法に基づく新技術等実証及び新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改

革の推進に関する命令

(用語の定義)

第一 条 この命令において使用する用語は、 産業競争力強化法(以下「法」という。)において使用する用

語の例による。

(主務省令で定める新たな事業活動

第二条 法第二条第四項の主務省令で定める新たな事業活動は、 新商品の開発又は生産、 新たな役務 の開発

又は 提供、 商品 の新たな生産又は販売の方式の導入、 役務の新たな提供の方式の導入その他 の新たな事業

活 動 のうち、 当該新 たな事 業活動を通じて、 生産 性 (資源生産 性 (エネ ル ギー  $\mathcal{O}$ 使用 又は 鉱 物 資 源  $\mathcal{O}$ 使用

工 一ネルギ ] としての 使用 を除く。 が 新 たな 事 業活 動 がを実施 しようとする者  $\mathcal{O}$ 経済 活 動 12 貢 献 す る 程度

を いう。 を含む。  $\mathcal{O}$ 向 上又 は 新 たな 需 要  $\mathcal{O}$ 開 拓 が 見込まれるものであって、 公の 秩序 又 は 善 良  $\mathcal{O}$ 風 俗

を害するおそれがないものをいう。

(新たな規制の特例措置の求めに係る手続)

第三条 新たな 規制 の特 例 措 置 の適 用を受けて新 技術等実証 又は新事業活動を実施しようとする者は、 法第

六条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定に より当 該 新 た な規制  $\mathcal{O}$ 特 例 措 置  $\mathcal{O}$ 整 備 を求  $\emptyset$ る場 一合は、 当該 新たな規 制  $\mathcal{O}$ 特 例 措 置 が

新 技 術 等実 証 に 係 る もの であるときは 様 式 第 に よ り、 当 該 新 た な 規 制  $\mathcal{O}$ 特 例 措 置 が 新 事 業 活 動 に 係 るも

のであるときは様式第二により、 当該新たな規制 の特例 措 置  $\overline{\mathcal{O}}$ 内容その 他の事で 項を記載 L た要望書 (以下

の条にお いて 「要望書」 という。 を主務大臣に提出 しなけ ń ば なら ない。

2 出することができる。 二以上 の主 務大臣に要望 この 主書を提出 場 合におい 出 する場合に て、 当該要望 は、 いず 書 には ħ 当該 . か. 一 **(**) 主 0 務 主務大臣が受理した 大臣、 を経 由 して、 他 日 に  $\mathcal{O}$ 主務-お 7 て当 大 臣 該 に 提 他

 $\mathcal{O}$ 主務大臣に提出されたものとみなす。

3 法第六条第 一項の規定による求 めを受けた主務大臣は、 同条第四項又は第五項の意見を聴く場合は、 要

望書を受理 L た 日 か ら原則として一 月以内に、 当該要望 書に、 当該 要望書に対する主務 大臣  $\mathcal{O}$ 見 解 を 記 載

L た様 式第三に よる見解 書を添えて、 新技術等 効 深果評! 価 委員会に送付し、 意見を 聴 くも のとす

項の場合において、 項の規定による求めを受けた主務大臣は 前項

の意見を踏まえ、

当

4

前

法第六条第一

該 求 めを踏まえた新たな規制 の特例措置を講ずることが必要かつ適当であると認めるときは、 当該 意 見が

述べられた日 か ら原則として一月以内に、 講ずることとする新たな規 制  $\mathcal{O}$ 特 例 措 置  $\mathcal{O}$ 内容その 他  $\mathcal{O}$ 事 項を

記 載 L た様な 式 第四 に よる通 知書を当 該 求 めを L た者に交付するとともに、 様式 第五 に ょ り、 当 該 新 た な規

制 0 特 例 措 置 0) 内容を公表するものとする。 この 場合におい て、 主務大臣は、 当該新たな規 制 0 特 例 措 置

0 内 [容を、 新 技術等効果評価委員会に通知するものとする。

5 第三 項の場合にお いて、 法第六条第一 項の規定による求めを受けた主務大臣は、 第三項の意見を踏まえ

当該 求 めを踏まえた新 たな規模 制 0 特例 措 置を講ずることが必要でない と認めるとき、 又は 適当でな لح

認 めるときは 当該意見が 述べられ た日から原則として一月以内に、 当該新たな規制 の特例 措 置が 新 技術

る。 等実証に係るものであるときは様式第六により、 るときは様 この 場 合 式 に 第七により、 お 1 て、 主 落 その旨及びその 大臣 は 新た、 理 な規 由 制 を記載し 当該新たな規制  $\mathcal{O}$ 特 例 措 た通知書を当 置 を講じないこととする旨及びそ の特例措置が新事業活動に係るも 該 求 めをし た者に交付するも  $\mathcal{O}$ 理 由 を、 のとす のであ 新

技

術

等

効果

評

価

委員

会に

通

知する

ŧ

0)

とす

6 Þ 1 ことができな たな規制 む 第三 期間ごとに、 を得る 項 な の特 の場合にお 7 理 いこと又は 例 措 その旨及びその理 由 置 が いて、 あ の整 る場合に 前二項 備につい 法第六条第一 は に規定す 由 ての検 当 該 を当 該求 討 る期間 意 項の規定による求めを受けた主務大臣は、 見を の状況に照らし、 めをした者及び新技術等 聴くま 内に各項 で  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 間 通知書を交付することができないことについて 第三項に規定する期間 又 は 通 知 ·効果評! 書を交付するまでの 価 委員会に通 内に 当該求め 同 間 知するも 項  $\mathcal{O}$ を踏まえた新 月を超 意 見 を聴く のとす えなな

7 で 0) あると認 意見を聴 法第六条第 か めるときは、 な 項 V) 場 の規定による求 合に 要望書を受理した日 お *\* \ て、 当該  $\Diamond$ (新事業活動に係るものに限る。) 求  $\Diamond$ を踏まえた新た から原則として一月以内 な規 制 の特 に、 例 を受けた主務大臣 措置を講ずることが 講ずることとする新たな規 は、 必 同 要 か 条第 0 制の 適当 五. 項

る。

特例措置の内容その他の事項を記載した様式第四による通知書を当該求めをした者に交付するとともに、

様式第五により、 当該新たな規制 の特例措置の内容を公表するものとする。

8 前 項の場合において、 法第六条第 一項の規定による求めを受けた主務大臣は、 当該求めを踏まえた新た

な 規 制  $\mathcal{O}$ 特 例 措置を講ずることが必要でない と認めるとき、 又は適当でない と認 めるときは、 要望 を受

理し た日から原則として一月以内に、 その旨及びその理由を記載した様式第七による通知書を当該求 めを

した者に交付するものとする。

9 第七項の場合において、 法第六条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、 当該求めを踏まえた新

た な 規 制  $\mathcal{O}$ 特 例措 置 の整 備 12 つい て 0 検 討 の状況に照らし、 前二項に規定する期 間 内 に · 各項  $\mathcal{O}$ 通 知 書 を交

付することができないことについてやむを得ない 、理由が、 ある場合には、 当該 通 知 書を交付するまでの 間

月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を当該求めをした者に通知するものとする。

(解釈及び適用の確認に係る手続)

第四 条 新技術 等実証 又は 新 事業活 動を実施しようとする者は、 法第七条第一項の規定によりその実施 しよ

うとする新技術等実証 又は 新事業活動及びこれに関連する事業活動 (以下この条において 「新事 業活 動 等

び に 当 該 新 技 3術等実 に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令(告示を含む。 証 又は 新事業 活 動等に対するこれらの 規定 の適 用  $\mathcal{O}$ 有 無に ついて、 その 0) 確 規定の解釈並 認 を求 める

場 る 合は ŧ  $\mathcal{O}$ であるときは 当 該 規 定 が 新技 様 式 第 術 等実 九 によ 証 ŋ に . 係る 当 該 ŧ 規 のであるときは 定  $\mathcal{O}$ 内 容 そ  $\mathcal{O}$ 様 他 式  $\mathcal{O}$ 第 事 項 八 (を記: に ょ り、 載 した照会書 当該 規定 が (以下この 新 事 業 活 条 動 に 等 お に 係

7 「照会書」という。)を主務大臣に提出しなけ ればなら ない。

2 出することができる。 二以上の主務大臣に照会書を提出する場合には、 0 場 合に お ζ) て、 当 該 照会書: いずれ は、 当 該 か一の主務大臣を経由して、 0 主 務大臣が受理した日 他の主務大臣 に お į, て当 該 に 提 他

の主務大臣に提出されたものとみなす。

3 当該 法 第 求 七 8) 条 に 第 係る規 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に 定が 新技術等実証 よる水 めを受けた主 に係るものであるときは様式第十により、 務大臣は、 照会書を受理した日 か 当該! ら原則として一 規 定が 新 事 月以 業 活 内に 動 等

記 載 し た回 答 書を当該 求  $\Diamond$ をし た者に交付するとともに、 当該公 求  $\Diamond$ に 係 る規定が が 新技 術 等実 証 に 係 る Ł <u>0</u>

に係るも

ので

あるときは

様式第十一

により、

当該求めに係る解

釈及び

適用

の有

無並びにその

理

由

に

0

*(* \

て

で あるときは様式第十二により、 当該 規定が 新事 業活動等に係 るものであるときは様式第十三により、 そ

の回答の内容を公表するものとする。

4 法第七条第 一項の規定による求めを受けた主務大臣は、 当該求めに係る解釈及び適用の有無についての

検 討 の状況 に 照らし、 前 項 E は規定 する期間 内 に 同 項  $\mathcal{O}$ 回答書を交付することができないことについてやむ

を得 な 1 理 由 が ?ある場? 合に には、 当 該 口 [答書· を交付するま で  $\mathcal{O}$ 間一 月を超えない期間ごとに、 その旨及びそ

の理由を当該求めをした者に通知するものとする。

(新技術等実証計画の認定の申請)

第五 条 法第八条の二第一項の 規定により新技術等実証計画 の認定を受けようとする者 (次条において「申

請 者 という。 は、 様式 第 十四四 に よる申請 書 (以下この条及び次条にお いて '「申請 書 という。

主務大臣に提出しなければならない。

2 主務大臣は、 申請書の ほ か、 新技術等実証計画が法第八条の二第四項に規定する要件に適合することを

確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 二以上の主 務大臣に申 請書を提出 する場合には、 いずれ、 か一の 主務大臣を経 由 して、 他  $\mathcal{O}$ 主務大臣 に提

出することができる。 この場合において、 当該 申請 書 は、 当 該 の主務大臣が受理した日 に お 7 て当 該他

の主務大臣に提出されたものとみなす。

(新技術等実証計画の認定)

第六条 法第 八 条の二 第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に により 新技術等実証 計 画  $\mathcal{O}$ 提出を受けた主務大臣は、 その提出を受けた

日 カゝ 5 原則として一 月以<sub>·</sub> 内 に、 当 該 新 技 術等実 証 計 画 に係 る申 請 書 1に当該 新 技 術 等実 証 計 画 に 対する る主 務

大臣 (T) 見解を記 載 した様式第十五による見解書を添えて、 新技術等効果評価委員会に送付し、 意見を聴く

ものとする。

2 主務大臣 は、 前項の意見を踏まえ、 速やかに法第八条の二第四項の定めに照らしてその内容を審査 し、

前 項  $\mathcal{O}$ 新 技 術 等 実 証 計 画 0 認定をするときは 当該 意見が :述べ 5 れ た 日 か ら原 則として一月 以 内 に、 申請

者 12 法 第八条の三 一第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 認定証を交付するものとする。 この 場合に お いて、 主務大臣 は、 当該新 技 術 等

実 証 計 画 0 認定をする旨を、 新技術等効果評価委員会に通知するものとする。

3 主務大臣は、 前項の認定をしないときは、 その旨及びその理由を記 載 した様式第十六による通 知書を当

該 申 -請者 に交付するものとする。 この場合におい て、 主務 大臣 は、 当該新技術等実証計 画 0 認定をしない

旨及び その 理 由 [を、 新技術等効果評価委員会に通知するものとする。

4 主務大臣は、 第二項の認定をしたときは、 様式第十七により、 当該認定の日付、 当該認定に係る認定新

技術等実証 宝施者 6  $\mathcal{O}$ 名称及び 認定新 技術等実証計画 この内容を公表するものとする。

(認定証) の交付等

第七 条 法第 八条の三第 項  $\mathcal{O}$ 認定証 の様式は、 様式第十八のとおりとする。

規定による報告は、

認定新技術等実証 実施者は、 法第八条の四第一 項の規定による新技術等実証計画の変更をしようとする

様式第十九により行うものとする。

3

2

法第八条の三第四項の

場合には、 遅滞なく、 主務大臣に当該 認定新技 術等実証 計 一画に係る る認定証 を返納しなければならない。

4 認 定 新 技 術 等実証 実施 者は、 認 定 証 を破 り、 汚し、 又は 失ったときは、 当 該 認 定証 に 記 載 合れ た新 技術

等 実 証  $\mathcal{O}$ 実 施 期 間 内に限り、 様式第二十による申 請 書 (以下この項に お į١ 7 中 -請書」 という。 を主 一務

大臣 に 提出 してその再交付を申請することができる。この場合にお いて、 認定証を破り、 又は 汚した認定

新 技 術等実 証 実施 者 は、 申 請書に当該認定証を添えなければならない。

5 認定 新 技 術 等実 証 実施 者 とは、 認 定 証  $\mathcal{O}$ 再交付を受けた後、 失った認定証を発見したときは、 遅滞なく、

主務 大臣にこれを返納し なければならない。

(認定新技術等実証計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第八条 法第 八条の 四第一 項  $\mathcal{O}$ 規定 に より 新 技術等実証 計 画  $\mathcal{O}$ 変更の認定を受けようとする認定新技術等実

証 実 施 者 第 五. 項及 び第六項に お 1 て 申 請 者」 という。 は、 様式第二十一 に よる申請 書 (以下この条

に お 1 7 申 請 書 とい う。 を主 一務大臣 に 提 出 L なけ れ ば なら な 1

2

前

項

の申

請

書の

提

出

は、

認定新

技術等実証

計

画

0)

写しを

添付して行わなければならない。

3 二以上の主 務大臣に申 請書を提出する場合には、 いずれ か一の主務大臣を経 由 して、 他の 主務大臣 に 提

出することができる。 この 場 合に おい て、 当 該 申 請 書 は、 当 該  $\mathcal{O}$ 主 務大臣が受理した日 に お į, て当 該 他

の主務大臣に提出されたものとみなす。

4 主務 大臣 は、 第 項 0 変更  $\mathcal{O}$ 認 定  $\mathcal{O}$ 申 請 を受けた場合に おいて、 その提出を受け た日 か 5 原 別とし

月 以 内 申 -請書 に、 当 該 申請による変更後の新技術等実証 計 画 12 対する主務大臣 の 見解 を記 載 L た様式

第二十二による見解書を添えて、 新技術等 効果評価委員会に送付 Ļ 意見を聴くものとする。

5 第 項  $\mathcal{O}$ 変更  $\mathcal{O}$ 認定 0 申 請を受け た主務大臣 は、 前 項  $\mathcal{O}$ 意見を踏まえ、 速や か に法 区第八条 0 兀 第六 項に

お 1 て 準用、 す る法 第 八条 の 二 第四 項 の定めに照らし てその 内容を審査 Ĺ 当該 申 請による変更後  $\mathcal{O}$ 新 技術

 $\mathcal{O}$ 等実証計 匹 第六項に 画 の認定をするときは、 おいて準用する法第八条の三第一 当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 認定 証 を交付するものとする。 この場合に 申請者に法第八条 お 1 主

務大臣 は、 当該 変更の認定をする旨を、 新技 術 等効果評 価 委員 会に通 知 するも のとする。

6 主務 大臣 は 前 項  $\mathcal{O}$ 変 更の 認定をし な 1 ときは、 そ 0) 旨 及びそ  $\mathcal{O}$ 理 由 を記 載 L た様式第二十三に よる通

の理由を、新技術等効果評価委員会に通知するものとする。

知

書を申請者に交付するものとする。

この場合にお

いて、

主務大臣

は、

当該変更の認定をし

ない旨及びそ

7 主務-大臣 は、 第 五. 項 の変更の認定をしたときは、 様式第二十四により、 当該変 更の 認定の 日 付、 当 該変

更後  $\mathcal{O}$ 認定 新 技術 等 実 証 実施 者  $\mathcal{O}$ 名称及び変更後の 当 該 認 定新 技 術等 実証 計 画  $\mathcal{O}$ 内 容を公表するも のとす

る。

(認定新技術等実証計画の変更の指示)

第九 条 主務大臣は、 法第八条の四第三項 の規定により認定新技術等実 入証計画 の変更を指示しようとすると

きは 新 技 術 等効果評 価 委員会に当該変更 の指 示の内容及びその理由 [を記載] L た書面を送付し、 意見を聴

くものとする。

2 主務大臣は、 前項の意見を踏まえ、 認定新技術等実証計画の変更を指示するときは、 当該変更の指 | 示の

内容及びその理由を記載した様式第二十五による通知書を当該変更の指示を受け る認定新技術等実 証 実施

者に交付するものとする。 この場合に おいて、 主務大臣 は、 当該変更の 指 示の内容及びその 理 由 を、 新技

術等効果評価委員会に通知するものとする。

(認定新技術等実証計画の認定の取消し)

第十条 主務大臣は、 法第八条の四第二項の規定により認定新技術等実証計画の認定を取り消すときは、そ

の旨及びその 理由 を記載し た様式第二十六による通知書を当該認定が 取り消される認定新技術等実証 実施

者に交付するものとする。

2 主 務 大臣 は、 法第 八条  $\mathcal{O}$ 四第三 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に より認定新技術等実証 計 画 の認定を取り消そうとするときは

新 技術等効果評価委員会に当該認定の 取消 しを行う旨及びその理由 を記載した書面を送付し、 意見を聴

くものとする。

3 主務 大臣 は、 前項 の意見を踏まえ、 認定新技術等実 証 計 画  $\mathcal{O}$ 認定を取り消すときは、 その旨及びそ の理

由 を記 載 した様式第二十六による通知書を当該認定が取り 消される認定新技術等実証実施者に交付するも

のとする。 この場合において、 主務大臣は、 当該認定を取り消す旨及びその理由を、 新技術等効果評価委

員会に通知するものとする。

4 主務 大臣 は 認定新技術等実証 計画の 認定を取り消したときは、 様式第二十七により、 当 該 取消 の 日

付、 当該 認 定 を取り り消され た者の名称及び当該 取 消 しの 理 由 を公表するものとする。

(新事業活動計画の認定の申請)

第十一条 法第九条第 一項の規定により新事業活動計画の認定を受けようとする者(次条において 「申請者

という。) は、 様式第二十八による申 -請書 (以下この条及び次条において 「申請書」という。 を、 主

務大臣に提出しなければならない。

2 主務 大臣 は、 申 請 書の ほ か、 新 事 業活動計画が法第九条第四項に規定する要件に適合することを確 認す

るために必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 二以上の主務大臣に申 請書を提出する場合には、 いずれか一の主務大臣を経由して、 他の主務大臣 に提

出することができる。 この 場合において、 当該 印請書 は、 当該 の主務大臣が受理した日 12 お į, て当該他

の主務大臣に提出されたものとみなす。

## (新事業活動計画の認定)

法第九条第 一項の規定による新事業活動計画の提出を受けた主務大臣は、 同条第四項の意見を聴

か な い場合に お いて、 速やか に同 項 の定めに照らしてその内容を審査し、 当該 新 事 業活 動 計 画  $\mathcal{O}$ 認 定をす

るときは、 その 提出を受け た日から原則として一月以内 に、 様式第二十九による認定書を申 請 者 に交付す

るものとする。

2 前項の新事業活動計 画 の提出を受けた主務大臣は、 法第九条第四項の意見を聴く場合は、 その提出を受

け た 日 から原則として一月以内に、 当該新 事業活動計 画に係る申請書に当該新事 業活動計画に 対する主務

大臣  $\mathcal{O}$ 見解 を 記 載 した様式第三十による見解 書を添えて、 新技術等効果評価委員会に送付 意 見 を聴く

Ł のとする。 この 場合に お いて、 主務大臣 は、 当該 新事 業活動 計 画  $\mathcal{O}$ 認定をするときは、 当 該 感意見が, .述べ

5 ħ た日から原則として一月以内に、 様式第二十九による認定書を申請者に交付するものとする。

3 主務大臣は、前二項の認定をしないときは、 その旨及びその理由を記載した様式第三十一による通 知書

を当該申請者に交付するものとする。

4 第二 項の場合におい て、 主務大臣は、 同項の認定書を交付するときは当該新事業活動計画を認定する旨

を、 前項の通知書を交付するときは当該新事業活動計画を認定しない旨及びその理由を、 新技術等効果評

価委員会に通知するものとする。

5 主務-大臣 は 第 項又は 第二項 の認定をしたときは、 様式第三十二により、 当該認定の日付、 当該 認定

に 係 る認定 新 事 業 活 動 実 施 者  $\mathcal{O}$ 名 称 及び 認定新 事 業活 動 計 画 の内容を公表するものとする。

(認定新事業活動計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第十三条 法第十条第一項の規定により新事業活 動計画の変更の認定を受けようとする認定新事業活動実施

者 (以下この条にお いて 「申請者」という。 は、 様式第三十三による申請書 (以下この条にお いて 中

請書」という。)を主務大臣に提出しなければならない。

2 申 請 書 0) 提 出 は、 認定 新 事 業活 動 計画の 写 しを添付して 行わなけ ればならな

3 二以上の主務大臣に申請書を提出する場合には、 いずれか一の主務大臣を経由して、 他の主務大臣に提

出することができる。 この場合において、 当該申請書は、 当 該 一の主務大臣が受理した日にお いて当該他

の主務大臣に提出されたものとみなす。

4 第 項の変更の 認定の申請を受けた主務大臣は、 法第十条第五項にお いて準用する法第九条第四 1項の意

新 見を聴かない場合において、 事 業活 動 計 画  $\mathcal{O}$ 認定をするときは、 速やかに同項の定めに照らしてその内容を審査し、 その提出を受けた日から原則として一月以内に、 当該申請による変更後の 様式 第三十四 によ

る 認 定 書 を 申 -請者 に交付するものとする。

5 第 項  $\mathcal{O}$ 変 更の 認 定  $\mathcal{O}$ 申 請  $\mathcal{O}$ 提 出を受け た主 務大臣 は、 法第十名 条第五 一項にお いて準 用する法 第九章 第四

その提出を受けた日から原則として一月以内に、

、載した様式第三十五による見解書を添えて、

新技

術

等

効

申請書に、

当該.

申

請による変更

後

の新

事業活

動

計画に対する主務大臣の見解を記

項

の意見を聴く場合は、

果 評 価 委員会に送付 Ļ 意見を聴くものとする。 この場合において、 主務大臣 は、 当該 新 事 業 活 動 計 画  $\mathcal{O}$ 

変更 0 認定をするときは、 当該 意見が .述べ られた日 から原則として一月以内 に、 様式第三十四に ょ る 認定

書 [を 申 請者 に交付するものとする。

6 主務-大臣 は、 前二項 の変更の認定をしないときは、 その旨及びその理由を記載した様式第三十六による

通 知 書を申 請者に交付するものとする。

7 第 五. 項  $\mathcal{O}$ 場 『合にお į١ て、 主務大臣 は、 同 項  $\mathcal{O}$ 認定書を交付するときは当該新 事 業活 動 計 画  $\mathcal{O}$ 変更  $\mathcal{O}$ 認定

をする旨を、 前項の通知書を交付するときは当該新事業活動 計画 の変更の認定をしない旨及びその理 由を

新技術等効果評価委員会に通知するものとする。

8 主務大臣は、 第四項又は第五項 の変更の認定をしたときは、 様式第三十七により、 当該変更の認定 の日

付、 当該変更後の 認 定新 事 業活 動 実施者  $\mathcal{O}$ 名称及び当該変更後 の 認: 定新事業活 動 計画  $\mathcal{O}$ 内 容 を公表するも

のとする。

(認定新事業活動計画の変更の指示)

第十四条 主務大臣は、 法第十条第三項の規定により認定新事業活動計画の変更を指示するときは、 当該変

更の 指 示の内容及びその理 由を記載した様式第三十八による通知書を当該変更の指示を受け る認定新 事 業

活動実施者に交付するものとする。

2 主務・ 大臣 は、 法第十条第三項の規定により認定新事業活 動 計 画 の変更を指示しようとする場合に お *(* \ て

同 項の意見を聴くときは、 新技術等効果評価委員会に当該変更の指示の内容及びその理由を記載 た書

面を送付し、意見を聴くものとする。

3 主務 大臣 は 前項 の意見を踏まえ、 認定新 事 業活動計 画  $\mathcal{O}$ 変更を指示するときは、 当該変更の指 示 の 内

容及びその 理 由 を、 新技術等効果評価委員会に通知するものとする。

## (認定新事業活動計画の認定の取消し)

第十五条 主務大臣は、 法第十条第二 項の 規定により認定新事業活動計 画 の認定を取り消すときは、 その旨

及びその 理 由 を記載 した様式第三十九による通 知書を当該 |認定が 取 り消される認定新 事業活 動 実施 者 に交

付するものとする。

2 主務大臣 は、 法第十条第三項の規定により認定新事業活動計画の認定を取り消すときは、 その旨及びそ

0 理 由を記載した様式第三十九による通知書を当該認定が取り消される認定新事業活動実施者に交付する

ものとする。

3 主務大臣 は、 法第十条第三項 の規定により認定新事業活 動 計 画 の認定を取り消そうとする場合に お 7 7

同 項 の意見を聴くときは、 新技術等効果評 価委員会に当 該認定の取消しを行う旨及びその 理 由を記 載し

た書面を送付し、意見を聴くものとする。

4 主務大臣は、 前項の意見を踏まえ、 認定新事業活動計 画  $\mathcal{O}$ 認定を取り消すときは、 当該認定を取り消す

旨 反 び その 理 由 を、 新技 術等効果評 価委員会に 通知するものとする。

5 主務 大臣 は、 認定新事 業活動計 画  $\mathcal{O}$ 認定を取 り消 したときは、 様式第四十により、 当該取 消 ï の 自付、

当該認定を取り消された者の名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。

(実施状況の報告)

第十六条 認 定 新技 3術等実 証 m実施者: は、 主務大臣 の求めに応じて、 新技術等実証 の実施状況を、 定期的に、

様式第四十一により主務大臣に報告しなければならない。

主務大臣に報告しなければならない。

2

認定新技術等実証実施者は、

新技術等実証

0)

実施

に関

ľ

事故等があったときは、

その状況を遅滞なく、

3 認定新 技術 等実証実施者は、 認定 新技術等実 証計画に基づく新技術等実証 の終了時にお け る実施が 状況に

0 いて、 原則として終了後三月以内に、 様式第四十二により、 主務大臣 に報告をしなければ ならな

4 認定新事 業 活動実施 施者は、 認定 新 事 業 活 動 計 画  $\mathcal{O}$ 実 施 期 間  $\mathcal{O}$ 各事 業年 度における実施状況に ついて、 原

則として当該 事業年度終了後三月以内に、 様式第四十三により、 主務大臣に報告をしなければならない。

附則

この命令は、公布の日から施行する。